

中泊町農業委員会会議録

令和2年9月10日

中泊町農業委員会

令和2年度 中泊町農業委員会 9月定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月10日(木) 午後1時30分～
2. 開催場所 中泊町役場 1階 小会議室1
3. 出席委員(人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
			4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦	10番	成田 誠
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(人)

委 員	3番	工藤 輝雄		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

第4 【議案】

議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第19号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 幹 人

次 長 古 川 明 彦

主 事 外 崎 健 太

7. 会議の概要

事務局 (課長)	<p>ただいまから、令和2年度中泊町農業委員会9月定例総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの、出席委員数は15名中14名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行については松坂会長にお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。</p> <p>日程第2、議事録署名委員についてであります。会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>異議がないようですので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名委員には、4番葛西誠委員と5番青山邦栄委員を、そして本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長と外崎主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>◎報告第12号</p> <p>それでは、日程第3の報告第12号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局 (古川)	<p>3ページをご覧ください。報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。 令和2年9月10日提出 中泊町農業委員会会長</p> <p>次のページをお開きください。今月の賃貸借の合意解約は、基盤整備事業による機構関連の解約の15件でございます。内容につきましては、資料をご覧ください。 報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告12号について、何か質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なし)</p>
議 長	<p>無いようですので次の議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>◎議案第18号</p> <p>議案第18号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>

事務局
(外崎)

45ページをお開き下さい。議案第18号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。令和2年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長

議案第18号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

小野委員

7番、小野です。それでは報告いたします。去る9月1日、私と事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第3条申請は、3件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。

以上ご報告いたします。

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(外崎)

46ページをお開き下さい。今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号17番から19番の3件ございました。内訳は、所有権移転が2件、使用貸借の新規が1件となっております。

受付番号17番は、大沢内字二タ見地内の1筆の田125平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人と同様に米を栽培するとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号18番は、小泊字鮫貝地内の1筆の畑112平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人と同様にそ菜を栽培するとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号19番は、田茂木字若宮地内の9筆の田33,211平方メートルの使用貸借です。借受人は貸渡人同様に米の栽培をするとのことでした。期間は10年間で借受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号17番から19番は、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第18号は原案のとおり決定いたします。

議 長

次に議案第19号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(古川)

49ページをお開き下さい。議案第19号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和2年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。令和2年9月3日付中農政第182号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事務局
(古川)

52ページをお開き下さい。申請内容は、公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡による所有権移転が3件です。

受付番号27番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は3,614㎡です。売買価格は72万3千円です。対価の支払期限は令和2年9月24日を予定しております。

受付番号28番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は15,503㎡です。売買価格は620万1千円です。対価の支払期限は令和2年9月24日を予定しております。

受付番号29番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は11,929㎡です。売買価格は477万1千円です。対価の支払期限は令和2年9月24日を予定しております。

所有権移転につきましては 以上です。

事務局
(外崎)

今月の利用権設定はすべて農地中間管理事業の利用権設定です。60ページからご覧ください。

機構20-73から78番は機構をとおしての使用貸借となっております。

次の機構20-79番は貸貸借の新規の設定で、設定する農地は薄市字飛石地内の8筆の「田畑」6,880平方メートルです。期間が17年で、貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま。

機構20-80から88番は機構をとおしての使用貸借となっております。

次の機構20-89番は貸貸借の新規の設定で、設定する農地は今泉字神山地内の6筆の「田」4,686平方メートルです。期間が17年で、貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま。

機構20-90番は機構をとおしての使用貸借となっております。

次の機構20-91番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は今泉字神山地内の1筆の「田」2,657平方メートルです。期間が17年で、貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-93から115番は機構をとおしての使用貸借となっております。

次の機構20-116番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は薄市字飛石地内の2筆の「田」6,514平方メートルです。期間が17年で、貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-118から127番、受付番号128から129番は機構をとおしての使用貸借となっております。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第19号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

報告・協議事項について

事務局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

- 1) 業務予定 先にその他の説明
- 2) その他 ○令和2年7月豪雨災害義援金について
○中泊町農業委員会の推薦・募集について

(資料にもとづいて、内容説明)

議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議 長

それでは、以上をもちまして、令和2年度中泊町農業委員会9月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月10日

農業委員会
会 長

署名委員

署名委員
